

河合町行政組織条例及び一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月29日

河合町長 岡 井 康 徳

河合町条例第11号

河合町行政組織条例及び一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(河合町行政組織条例の一部改正)

第1条 河合町行政組織条例(平成2年3月河合町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「課及び室」を「課」に改め、「係」を「室及び係」に改め、同条第2項中「課、室並びに係」を「課並びに室、係」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年8月河合町条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「課長補佐」を「課長補佐、室長」に、「課長、室長」を「課長」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。